

申請にあたっての確認事項（太枠の中は必ずチェックしてください）

1. 次の①・②両方に該当する場合、自己負担金免除申請の対象となります。

① 年齢と加入保険証の種類 次のいずれかの方

<input type="checkbox"/>	20歳～69歳の社会保険加入者（65～69歳で介護保険料所得段階1～4の通知書をお持ちの方は申請不要）
<input type="checkbox"/>	30歳～39歳の国民健康保険加入者（子宮頸がん検診のみの場合申請不要）

② 世帯の状況 次の両方に該当する方

<input type="checkbox"/>	市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）
<input type="checkbox"/>	住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯ではない

※世帯の中に市民健診を受ける方が複数人いる場合は、それぞれ申請してください。

2. 次の③・④に該当する場合、自己負担金免除申請は必要ありません。

③ 70歳以上の方（生年月日が昭和30年3月31日以前の方）**全員無料**です。確認書類は不要です。

④ 69歳以下で次のいずれかに該当する方は**自己負担金は無料**になります。

必要な確認書類は各健診（検診）の受診券で確認してください。

- 一定の障害のため65歳～69歳で後期高齢医療制度加入者
- 仙台市国民健康保険加入者（子宮頸がん検診 20歳以上、その他の健診 40歳以上 資格証明書は除く）
- 生活保護世帯の方
- 中国残留邦人等に対する支援給付世帯

3. 市民税課税状況の確認について

- ・市民税課税状況については、申請日が4月～6月の場合は申請前年度の市民税課税状況、申請日が7月～3月の場合は申請当該年度の市民税課税状況を確認します。

4. 添付書類が必要な場合

- ・郵送申請の場合は本人確認書類の写しを添付してください。
- ・同一世帯に下記（ア）・（イ）に該当する方がいる場合は、証明書類を申請書に添付してください。

該当する方	必要な範囲	添付書類
（ア）市民税の申告を行っていない方（未申告の方）※1	未申告の方全員分	非課税証明書 （税担当課での申告が必要です）
（イ）市民税の賦課期日（※2）に、仙台市以外にお住まいだった当該年度末18歳以上の方全員分	仙台市以外にお住まいだった当該年度末18歳以上の方全員分	市（町村）民税非課税証明書 （賦課期日にお住まいだった市町村で発行される最新年度のもの）

※1 市民税の扶養に入っている方は、添付資料は不要です。

※2 市民税の賦課期日：4月1日～6月30日の申請：令和5年1月1日 7月1日～3月31日の申請：令和6年1月1日

5. 通知書について

- ・課税状況を確認後、10日程度で郵送します。また、免除対象外の場合も非該当のお知らせを郵送します。
- ・自己負担金免除の対象者の方は、医療機関または健診団体の窓口で通知書を提示することで、無料で市民健診を受診することができます。（自己負担金免除非該当のお知らせが届いた方は、無料にはなりません。）
- ・通知書を紛失された場合は、再申請が必要となります。再申請された場合、申請日より市民税課税状況が変わる場合があります。

問い合わせ先	青葉区保健福祉センター家庭健康課	〒980-8701 青葉区上杉一丁目5-1	(代)022-225-7211
	青葉区宮城総合支所保健福祉課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	(代)022-392-2111
	宮城野区保健福祉センター家庭健康課	〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12-35	(代)022-291-2111
	若林区保健福祉センター家庭健康課	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	(代)022-282-1111
	太白区保健福祉センター家庭健康課	〒982-8601 太白区長町南三丁目1-15	(代)022-247-1111
	太白区秋保総合支所保健福祉課	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	(代)022-399-2111
	泉区保健福祉センター家庭健康課	〒981-3189 泉区泉中央二丁目1-1	(代)022-372-3111